

朝野雜載

三

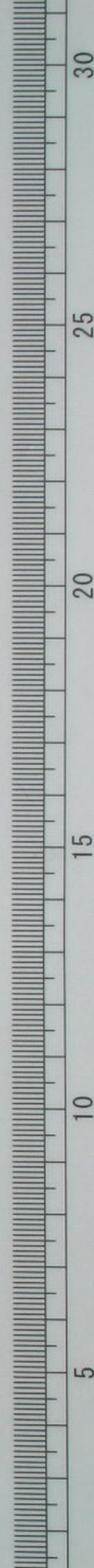
明治廿八年八月

特別

14

1919

23



諸侯の初めは公家とてしき事ありては少の程
 一七の... 同姓宗家を... 府の何と云て
 事なり... 左の... 此の... 福地... 故
 事あり... 此の... 例を... 事なり
 福地... 故... 所... 事
 借... 勝... 事... 故... 事
 の

今般大日本帝國政府に於て諛語律并に新聞條例を被定
候旨ヲ明治八年六月廿八日太政官百十号及七百十一号ノ御
布告相成候に付私共ハ篤ク此條例ヲ奉戴シテ心謹密以テ禁
止ノ罪ヲ犯サルコト注意仕度候右條例ハ辭約ニシテ意深
ク私共各自ノ新聞紙ヲ編輯シテ發行スルコト有リ往々實際ニ
於テ御趣意ノ在ル所ヲ分明ニ諒解シテ兼候ヨリ心得方ニ違
ヒ差向ラ生シ候義不サ候右ノ意々ハ即今別紙ヲ以テ奉伺及
間至急御指令被下及様奉懇願也

月日

連名

内務卿大久保利通殿

誹謗律

太政官第百十号ノ別冊

明治八年六月廿八日ノ御布告

第四條 官吏ノ職務ニ関シ誹毀スル者ハ云々誹謗スル者ハ

云々トアリ

(例) 日本政府ハ現ニ新田公債證書ノ條例ニ付其改正ヲ行フタリ其改正ヲ見ルニ先キ一年一度ト云々タル利息拂渡ノ期限ヲ変ヒテ一年一度ト成ス且シ公債證書ノ持主シテ明カニ利息ヨリ生スル利益ヲ失ヒシムル者ナリ假令ハ政府ニテ之ヲ改正セント企ツルニ大藏卿ハ信ヲ人民ニ保ツ為メ之ヲ承諾ス可キ故ニ我輩ハ大藏卿某表カ其職務ヲ盡サハル事ト見做スナリ

(例) 向島ノ百姓三五兵衛ハ今年十二歳ニナル時源五兵衛ヲ

牛島学校ニ通シテセシムルニ其教師林子平カ授ル

所ノ句讀外誤謬多シ三五兵衛ハ百姓ナレド相應

ニ子問ニ出スル故ニ其子ノ教師カ不学ニテ任ニ堪

ハサレテ嘆キ危ルトノ事ナリ(右柳北附箋以下福地ノ加

筆也) 我輩ハ文部省或ハ東京府廳ノ学務課カ教

師ヲ推挙スルニ古リ一層ノ注意ヲ成サントシテ其望

ス

右ニ章ハ即チ第四條ノ誹毀或ハ誹謗カニ古リ候哉果ス理ス

新聞條例第八條ノ議論ト相心得不苦候哉御明示奉願也

新聞紙條例

太政官第百十一号ノ別冊 明治六年六月廿八日ノ御布告

○第一条

〔第一疑〕條例中ニ印刷人トアリ印刷人ノ字義ニ付テ私共各自其ノ解ヲ異ニス一休印刷人トハ出版人ノ義ニ候哉或ハ活字ヲ集ムル職人等ノ長ヲ指シテ申ス儀ニモ致哉

〔第二疑〕

又ニレテ持主編輯印刷ノ三者ヲ兼テ或ハ二者ヲ兼ル儀ハ此條例ニ於テ禁セサル所ノ如シ〔第四疑〕ニテ之ヲ詳言ス而シテ罪ヲ犯シ罰ヲ受ルニ當ラテハ三者ヲ兼ル者ニ者ノ罰ヲ併受シニ者ヲ兼ル者ハ二者ノ罰ヲ併受スベキ儀ニ候哉果シテ兼務ノ者トモ此一罰ニ止ル義ニ候哉

○第二条

22 大慶堂版

〔第三疑〕

時ヨリ限リ發行ヲ止ムル者ヲ停止トストアリ禁獄罰金ノ如キ各々條例ノ明文ヲ以テ限度ヲ示サルトモ本條以下更ニ停止ノ限度ヲ載ラズ然レトモ私共ハ法司ノ命ニ依リテ從テ其發行ヲ停止シ他ノ諸犯ノ如ク法律ノ明文ニ於テ罰ヲ受ル義ニハ無之ヲ哉

○第三条

〔第四疑〕持主若クハ社主ニシテ編輯人タルコトヲ得ル以上ハ印刷人ノコトヲ得ベク而シテ編輯人モ亦持主或ハ印刷人タルコトヲ得ベキ義ト相心得不共致哉

○第四条

〔第五疑〕編輯人若クハ編輯人長疾病事故アル時ハ代理人ヲ定メ其名ヲ署ス可シ若シ名ヲ署セサル時ハ云々トアリ今茲ニ

甲ノ編輯人アリ疾ニ罹リテ罷居し自カラ代理人ヲ定ムル事ヲ
得ザル時ハ持主ハ別ニ乙ノ編輯人ヲ定ム可シ(沙計條)此時ハ
紙尾ト名ヲ署セザル書ハカ或ハ甲ノ名ヲ假托スルテアテハ
其実證ニ以テ本條ノ罪ハ勿論乙ニ帰シテ甲ニ帰セサル儀
ト奉存ス左ノ如ク想得不苦哉

○第八條

〔第六條〕 尋常ノ預事トシ諸新紙上ニ記載スル所ノ雜報ヲ指
シテ申ス儀ニ及ル尋常ノ雜報ト虽内外國事理財
人情時態ヲ術法教誡論及ビ事友氏ノ權利ニ係リ
ル者ナシ然ル時ハ尋常ノ預事ト預事ニ非サントノ分
界ニ於テ太ク判然ナラザル所アリ編輯人ノ意ニ任セテ此
ノ界ヲ決シ候テモ不苦哉

大慶堂

〔第七條〕

凡ソ記載論說記事ニ於テ一々名ヲ署セザル者ハ都テ
編輯人長或ハ諸編輯人ノ手ニ就ル旨ヲ一旦紙上ニ於テ
公告致シ候上ハ日ニ毎款ニ署名セザルモ敢テ第八條
ノ禁ヲ犯スル非ズト想得不苦哉

〔第八條〕

業者変名ヲ用ヒ或ハ他人ノ名ヲ假托スルノ罪ハ固ヨリ犯
者ニ限リ編輯人等ハ決シテ之ニ連累セラザル可シ假
托書ノ如キハ都鄙遠近ヨリ郵寄スルヲ以テ編輯人ハ
孰レカ其変名ナル孰レカ其ノ真名ナルヲ詳ニスルニ由テ
シ姑ラク臆測ヲ以テ其名ナル可シト想像スル丈ニ止マ
ル可シ其ノ真假ニ於テハ其責ニ任シ得ヘキ理ナ
ト想得不苦哉

○第十一條

第九疑

辨白書若ク改正ラ求ム書ヲ受取リシヨリ直ニ其次号ニ
刷出ス(キ旨)有之然ル(才)明日(壁)ハ七ニ改行スル
新聞紙ハ大概今日(七)日(壁)ハ七ニ改行スル
之ヲ印刷スルヲ以テ若シ辨白書ヲ今日(七)日(壁)ハ七ニ改行スル
取ル時ハ何程ノ手操ヲ用フル凡(才)明日(壁)ハ七ニ改行スル
ラ得ヌ(才)二)休日(才)三)日(壁)ハ七ニ改行スル
第三)辨白書ヲ受取リ書ク之ヲ一日(才)掲ケ難キ事ト
リ或ハ長文ニシテ全紙ノ幾分ヲ要スルヲ以テ一日(才)全
ク記載シ難キ事アリ夫レ指名セタル官民ノ為メ(才)辨白シ
載セ改正ラ成ス(才)私共ガ尤モ欲スル所ナリト(才)長(才)右(才)如(才)情
實ニ阻格セラル(才)有ルヲ以テ休日ヲ除キ其書ヲ受取リ
翌日ヨリ二日ノ間ニ記載ス(才)次号ニ刷出ス(才)令(才)違(才)ハ
不(才)得(才)不(才)苦(才)哉

者ト想得不苦哉

第十疑

甲ノ新聞紙知新紙ニ於テ指名サレタル官民ヨリ辨白書ヲ
シ乙ノ新聞紙社報ニ寄ル事アリ乙ハ固ヨリ我妻ニ
任ス(才)所(才)非(才)サレハ都合(才)ヨリテ之ヲ其次号ニ刷出セサル
ア(才)可(才)レト想得不苦哉

第十一疑

辨白書若ク改正ラ求ム書中或ハ讒謗律ノ禁ヲ犯シ或
ハ新聞紙條例ノ禁ヲ犯ス者アリ業者ノ許可ヲ得サレ編
輯人ハ其文章ヲ刪正スルヲ得ヌ又刪正スレハ辨白本
意ヲ失フ(才)ナシヲ保セヌ(才)是(才)等(才)ハ都(才)テ記載刷出イタス(才)不(才)
ト想得不苦哉

第十三條

第十二疑

政府ヲ変壞シ國家ヲ顛覆スルノ言ニ非ス騒動ヲ煽起

セントスルニモ非サレ文ヲ舞ヒテ論スル或ハ本條ノ禁ヲ犯
スニ似タル者アリ即チ左ニ掲クル所ノ二例ハ此禁ニ觸レサル者
ト想得不苦矣也

(例) 君主專制ノ政体ハ最早今日ニ維持ス可カラス如何ト
ナレハ日本人民ハ入民タルノ權利ヲ以テ政法律ヲ設ケ政府
ヲ建ルノ理アレバヤリ故ニ我輩ハ切ニ冀望ス日本政府
ハ早ク此機ニ先タテ君主同治ノ政体ヲ建ラシムコトヲ

(例) 官費ハトサヘ云ハ役人ハ之ヲ日本政府固有ノ金穀
ノ如ク思ヒ人民モ亦政府ノ財宝ノ如ク心得コレヲ遣拵ス
コト付テハ相談ニ掛ケス相談ニ乘ラズ思ハス役人マカセシ
テ置クハ何ラヤ官費トシ本ヲ忘ル我輩人民ヲ出シタル
租税ノ集金ニ非スヤ故ニ日本人民國會ノ手ヲ経ラ公然

政府ニ向ヒ其遣ヒ拵ノ内訳ヲ明細ニ質問スルノ權利アリ若シ
政府ハ此質問ニ對シテ明瞭ノ内訳ヲ示サルコトアラスハ其
即チ其職分ヲ忘ルルノ政府ナリ我輩ハ之ニ服従スルコト及
ハサル可レト信ス

○第十四條

第十三條 成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フ義ヲ乱リトアリ國民
法ニ違フノ言ニ及ル或ハ國法民法ニ遵フノ言ニ及ル
第十四條 誹毀スルトハ筆者カ條理ト認ムル所ヲ演述セシテ一概ニ成
法ヲ是レ様ニ言ヒ做スノ謂ヒナリ若シ條理ヲ推究シテ成法
ニ非セハ其條理ノ否否ヲ判リス是レ論議スル者ニシテ誹
毀スルニ非サルヘシ左ニ掲クル所ノ三例ハ此禁ニ觸レサル者ト

想得不若候哉

(例) 日本政府ハ仍ホ華士族ノ為ノ刑ノ特典ヲ存ス夫惟刑ノ設タルヤ昔日ニ在テハ或ハ可ナリ今日ニ在リテハ決シテ不可ナリ一視同仁ノ聖意ニ於テ同罪異罰ノ法律アルニキ理ナシ彼ノ被虐恥甚キヲ以テ族ヲ除クトハ是レ降シテ平民ト成ス莫ナレバ日本政府ハ二十万ニ及ラサル華族ノミヲ貴ヒテ廉恥ヲ知ル者トシ三千二百萬ノ過ン平民ヲ賤メテ廉恥ヲ知ラサル者トスルカ我輩ハ堂々タル大日本帝國ノ為ニ之ヲ恥ツ云々

(例) 文部省ノ学制タル固ヨリ美ナリ然レニ私立小學家就其ノ末ニ至ル近書ク之ニ遵奉セシメントスルハ教子ノ自由ヲ妨ルヲ免カス假令、村学突カレテ文部ノ教則書ヲ以テ

一、四書五経ヲ以テ生徒ヲ教授セシムルトモ吾政府ハ之ヲ禁止スルノ條理ナカルヘシ何トナレハ學術ハ人々ノ自由ニ在リ有司ノ權カヲ以テ人々ノ方向ヲ變セシム可ラサルヲ以テスレハナリ云
(例) 拷問ノ具ヲ用テ罪人ヲ審問スルハ日本政府ノ成法ナリトモ我輩ハ断然ニ之ヲ非ナリトス夫レ拷問ハ罪犯ノ實ヲ得ル為メニ之ヲ假用スルニ過ス而シテ屠身體弱ナル者ハ拷問ノ苦楚ニ過ラテ冤罪ニ甘從シ或ハ幸ニ免ラレシテ得ルモ為メニ終身ノ不具トナリ然ラサレバ不測ノ疾病ヲ拒リ若ヤ小剛明ノ氣運ニ當リ孰シ此ノ野蛮ノ陋習ヲ今日ニ存ス可ケンヤ現ニ欧米ノ諸州ニ於テハ夙ニ此陋習自ラ廢シ

第十五疑 刑法ニ觸レタルノ罪犯ハ固ヨリ之ヲ曲庇ニベカラズトモ是レ或

ハ他人ノ為メニ冤枉ヲ伸ヘ為メニ記載スル所ノ者ニシテ其外
面ハ本條ノ禁ヲ犯スル以テ之ヲ有アリ左ニ掲クル所ノ二例ハ此
禁ニ觸レル者ト認得不可ナク

(例) 北川戸ノ住ム助六ト云フ男ガ駒籠志祥寺ニ冬詣シ住
持一休和尚ト口論ニ及ビウラ際一休ヲ先キトテ下シ助六
シ打擲ニ及フコトアリ助六之ニ抵抗シテ双方傷ヲ負ヘリ
然ルニ東亭裁判所ニ於テ獨リ助六ヲ改傷律ニ依テ罰
シタリシカハ助六憤悶ニ堪ス之ヲ上等裁判所ニ控訴セ
テト思ヒシニ俄ニ難病ニ罹リ家内ニ代テ出訴セントスル者
モ無リ代官人ヲ雇フ為メニ金錢モ無シ實ニ其度ノ凄刑
ハ助六ノ冤罪ヲハ人ノ知ル所ナリ開明ノ時即ニナヘル冤罪
ウラス者アハハ嘆リ可キナリ (柳北附載)

(例) 六波羅縣下ニ移入札を以テ右林お持下ニ成リし時ニ
平家村の何久七兵衛と云ハ者ハ後札ヲ成リテ依テ七月
二日百五十四を以テ流通寶の一田札ヲ取揃ヘテ之ヲ封シ
上ニ金高姓名を記シ封印を押シ三長の手を以テ納メテ
リシカハ其後縣廳ニ御出シテ右納金の内金十四
ハ願及札の趣を以テ太政官札を御下ケ返シメ成リテ
然ルニ前日の上納金ハ又ハ一様の明治通寶の新結幣
ナルハ大政官札の有クキ謂ルル者 前日の對し紙を
以テ論テすべしと論テんニ縣廳の役人岩永左三門左
板ノ事ハ北方の知事ト云ハ非スとして行ク後論を加ヘ
揚々向の果々入牢を命ジ現ニ獄中ニ繫ケルを以テ近隣
の人々ハ七兵衛ハ不幸の罪ト過ルヲを憤ル者

○第十五條

〔第十六條〕目撃する所ノ現行犯罪ノ如キ武ハ警ノ察官吏ノ為ニ捕縛
セシメテ犯罪ノ如キ本條ニ於テ禁る所ノ断獄下請ニ係リ
未タ公判ニ付セザル者ニハ執^捕行^ハ招ル所ノ六例ノ如キ本
條ノ禁テ解レザル者ト想テ得^ル不^レ苦^ク也

〔例〕米四人ナホシラン、ハ井ルリントト申す外四人ハ昨日
の午頃銀座の通^ルを赤兎馬と名附けたる馬^ヲ乗^リ切^リ
〜〜三丁目の四ッ角ニ人力車ニ乗^リ掛^け連^夫と乗
客トを傷けしハ直^テニ此查^ニ押^シ〜〜才一大区^ノ分^署
ニ押^シ〜〜也

〔例〕昨板洋更^ニ及^ビ嶋^ヲ穿^テ女^ヲ入^レ此查^ニ捕^ハ〜

其名ハ曰ク玉屋のお〜〜三浦^ノお〜〜曰ク扇
屋のお〜何ん也此^ハ流行^ノ地獄也と申す

〔例〕神田^ハ下^ノ堀^ノ綿屋^殊次郎兵衛ハ去^リ十日^ノ夕^ニ〜^ニ餘^リ
酒^ヲ飲^ム女^ハ〜^ニ世^ヲお^シ〜^ト宣^シ〜^ヲ留^メ
〜^ニ世^ノ房^ノ簪^ヲお^チ〜^ハ中^ノの^一力^ト見^ユ
あり今^ハ捕^縛を振^上けて殊^次が眉^間に鼓^ヲ付^け〜
何^ハ〜^ハ殊^次の顔^ハ柵^欄の如^ク〜^ハ
女^ヲ〜^ヲ押^シ〜^ヲ助^ケ〜^ト吐^キ〜^ハ
之^ヲゆ^きけ^け直^テ〜^ヲ引^テ〜^ハ視^テ〜^ハ
連^レ行^キ殊^次ハ病院^ニ〜^ハ療^治最^中〜
リと申^ス〜

〔例〕去^リ昔^ハ某^ノ町^ノ某^ノ宅^ノ〜^ハ忍^ビ〜^ハ板^塀を乗^越

一は掛りたる怪しきものありた米高の者。之を捕つて警
視令廳へ訴へたるは其名の姓名何四何の誰と申して並
ていふもの盜賊だもいふ御存じなり

(例)何名の妻おらん近所は名高き不行状の婦人ひ有つ
たからつく女亭主の女高の次方を訴へると昨日御
捕りたるものなり

(例)此即一種の騙を行ふの正徒あり是は三十四五歳の町
人体の男ありて自ら上野某村の伊勢屋似勢二
郎と名乗り、小包を米の見本を入れた米高の宅に
来り、私誰と云ふは、高川沖の船中、此の見本の米
を千俵など所持いたし、之を賣り掛く積り御存じ
何程も御存じ御存じと話し掛けるもの

送り状を預けて金何十両を手附、交りぬりて約
ある数口を經て来り、米高ハ之を怪し、高川沖に
て見ぬ、船に固く碇泊せし、勿論送状も願
ふ有り、此米、欺んたるもの、何町の港何町の
港と、三以上、のり、各々、女御、海へ、
送り、米高ハ、深々、注、云、あり

○第十六條

(第十七條) 上書、遠白ラ、載ヤレト、欲スル時、遠白者、情願、
出ト、不ト、ラ、同リ、ス、各、自、新、州、編、輯、人、ハ、其、寫、シ、テ、副、
院、者、使、廳、ニ、向、テ、許、可、ラ、乞、フ、ヘシ、書、留、郵、便、ラ、以、テ、而、シ、テ、
其、ノ、院、者、使、廳、ハ、此、上、請、ラ、受、取、リ、タ、ル、翌、日、ヨリ、送、ク、モ、
五日、間、ニ、可、不、指、令、リ、副、院、者、在、ノ、市、シ、テ、郵、便、ニ、テ、

下附有之友様奉願の若し五日ヲ過テ指令ナキ者ハ即チ
官ノ黙許スル所ト見做シテ之ヲ記載スルトモ敢テ本條
ノ禁ニ觸レザル義ト想得不苦也
〔才人疑〕情懇請歎願書ノ類ハ上書建白ハ別種ノ者ト
想心得不苦也

右諸件ハ其ノ果シテ禁令ニ觸ルヤ否ヤヲ知ラズ目今私
各自新聞紙ヲ編輯シ刷行スルニ當リ心得方ニ於テ其
差支間至急御明示トトハ速達等シテ奉願願也

東京日新報社編輯人長

日新報社

社主

社主

曙

あ

○廿八年九月廿五日
法衛の権を以て我邦の法を治むるも此邦に於て
あるもの均しく調停調ひ此邦高祖を以て其の
英皇一萬禱(十萬回)と我の心納るる亦法衛に
リと云ふ亦其の内情をすくふ此邦の利便を
もつたものも其の心納るる亦法衛に
もつたものも其の心納るる亦法衛に
もつたものも其の心納るる亦法衛に

さきもふ行の記き一ぢもさしこふもたつし
ま

○六西海を以て向く湖の事ありしとて金に夜を以て
あすまうし一夜の事難しとす申の事入る牛の
おぼしむるを記し申の事ありしとて金に夜を以て
夜間を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
りしとて入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
あつたことありしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
ハ此書を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
つて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
夜の事ありしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て

12 大慶堂版

るいれりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
大西及之の謀は伏せたる事ありしとて金に夜を以て
○梓中を以て向く湖の事ありしとて金に夜を以て
すりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
いれりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
れりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
らりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
らりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て

○十月十日すすの事とて大慶堂を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
るいれりしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
輔の細くしる事とて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て
政府の事ありしとて金に夜を以て入る事とめて左の事ありしとて金に夜を以て

別は掛りしと隠袍に...
七の真筆の懸き...
道ありのあり...
いふべきを黙...
て伊集のく...
おさるをを...
信又藤本...
曰く此の...
いふて片...
付ては...
頼朝...
ち...
性質

り...
大...
せす...
不...
ハ...
信又支那...
ろ...
も...
没...
ハ...
ら...
税関...
現 大度堂

り...
大...
せす...
不...
ハ...
信又支那...
ろ...
も...
没...
ハ...
ら...
税関...
現 大度堂

太后の力より、百太后の此の御をゆき同く木の御をま
旧動より、百太后の御をゆき同く木の御をま
て及ぶるや、百太后の御をゆき同く木の御をま
と及ぶるや、百太后の御をゆき同く木の御をま
一淨律、百太后の御をゆき同く木の御をま
力も及ぶるや、百太后の御をゆき同く木の御をま
諸藩御、百太后の御をゆき同く木の御をま
出づ、金壽も、百太后の御をゆき同く木の御をま
しつ、百太后の御をゆき同く木の御をま
るまも、百太后の御をゆき同く木の御をま
使ら、朝鮮の御をゆき同く木の御をま
と及ぶるや、百太后の御をゆき同く木の御をま

せし事もありし由あり、王に、百太后の御をゆき同く木の御をま
終るを待ち、百太后の御をゆき同く木の御をま
の物より、百太后の御をゆき同く木の御をま
かよ、百太后の御をゆき同く木の御をま
こ、百太后の御をゆき同く木の御をま
其のめ、百太后の御をゆき同く木の御をま
入り、百太后の御をゆき同く木の御をま
陳列し、百太后の御をゆき同く木の御をま
ハ開化あり、百太后の御をゆき同く木の御をま
るの、百太后の御をゆき同く木の御をま
閑族の、百太后の御をゆき同く木の御をま
し、百太后の御をゆき同く木の御をま

李任状

新儀台月不學實金夏
永之伴世狀持子
依唯生之自世海平所光

一自

新儀台月不學實金夏



あつては、この世の事、いかにいふに、
羅の事、いかにいふに、
うの事、いかにいふに、
朝の事、いかにいふに、
微の事、いかにいふに、
と、いかにいふに、
年の事、いかにいふに、
の事、いかにいふに、
は、いかにいふに、
我の事、いかにいふに、
つて、いかにいふに、
まの事、いかにいふに、

大正

あつては、この世の事、いかにいふに、
羅の事、いかにいふに、
うの事、いかにいふに、
朝の事、いかにいふに、
微の事、いかにいふに、
と、いかにいふに、
年の事、いかにいふに、
の事、いかにいふに、
は、いかにいふに、
我の事、いかにいふに、
つて、いかにいふに、
まの事、いかにいふに、

ワマリ訓練隊を率て王城を築きて我守
侍隊を

守備隊にすむるを以てするを
のりて守備隊を以てするを以てするを
以てするを以てするを以てするを
以てするを以てするを以てするを

幸ひと成るのり我國を以てするを
甲隊の訓練隊を以てするを

早稲の訓練隊を以てするを
早稲の訓練隊を以てするを
早稲の訓練隊を以てするを
早稲の訓練隊を以てするを

井上公使の御書に
七日前に御書に
限りの御書に
と

徳之山猪の御書に
守備隊の御書に
けりて御書に
と

下手者の御書に
守備隊の御書に
守備隊の御書に
守備隊の御書に

大慶寺の御書に
守備隊の御書に
守備隊の御書に
守備隊の御書に

包蔵しを先づ之を所りての事をも例
の猶撫之(依)るを問ひては其の心
事を述べ借りては其の心と朴は且
く講義の而して後知の言を以て心朝
辯の王妃の終る共の事と云ふは我
の改革得し行りての事と云ふは其の
めり敢て之を命を犠牲するを辞せず又之を
す能く新しきものも唯れを事をするの事
見きりては人の事と云ふは其の事と云ふ
は人の事と云ふは其の事と云ふは其の
事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ
事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ

為る村、川崎を巡視せしむるを
さん、のめりては其の心と云ふは其の
王妃の川崎を巡視せしむるを
事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ

○本朝の講和條約の略号を其の使節
の事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ
月十九日、其の國民之を其の事と云ふは
其の事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ
一外人の事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ
フロンブルント代りの事と云ふは其の事と云ふ
と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふは其の事と云ふ

修約の調印すべしとの電報下の関、送らざる
本島は多し大陸割譲の関する部有りの宣文に
このよきをわたりて修約の調印せしむ

○六出六入の調印せしむの電報出せしとて今の條
とて向く六出六入の電報も出せし所は條の當
は得るが凡そ一箇の電報も出せし所を條に入て
あつたは六出六入の電報も出せし所を條に入て
三つやら別々の電報も出せし所を條に入て
得るが凡そ一箇の電報も出せし所を條に入て
あつたは六出六入の電報も出せし所を條に入て

○敷膜片り

十月廿二日初志

一ありお上の電報の漢軍や同志代派士小隊將えん

今より法朝鮮の軍事も進じ日本は其のころの
元凱甲く言ふに外務の強弱を協定せしむる
甲新入をたしてはるるに對し上使の役目を勤
しむる余ありしは人の余命を二ある際非るる
若しお上の電報ありしとて

今より法朝鮮の軍事も進じ日本は其のころの
元凱甲く言ふに外務の強弱を協定せしむる
甲新入をたしてはるるに對し上使の役目を勤
しむる余ありしは人の余命を二ある際非るる
若しお上の電報ありしとて

と清の偉大なるところをくさるや、何れ日本の進歩を待
て、日本が富強のめざす日本のため、死すの
不幸と云ふべし。日本のため、死すの不幸は、
死すの日の事のみならず、死すの日の理の
一理、心で感ずるべき也。

○御親書の字

十月廿四日誌

朝鮮の事、よく井上氏にきき、
をいさん、御親書の字、左の如し、
くし、身命、りし、を、中、修、字、し、
い、く、ま、り、

譯漢文)

貴國此次異変大驚朕襟懷尋聞朕之臣民
有候達其事者殊不堪遺憾是以特派從二

大東宮

位勳一等伯爵井上馨赴請

闕下親致朕慰問之意甚葉

陛下引見聽納為茲表朕恭敬親愛之誠併祈

陛下康寧無疆

明治二十八年十月二十三日

於東京宮城

御名

朝鮮の沙恩使の日本を去るに、
御上へ告別

御書を面奏す、
御上へ告別

大朝鮮特派全權大使宮内府侍從院卿 外臣 李

載純面奏す

恭惟ニ外臣濫リニ我

大君主陛下ノ使命ヲ奉シ

大日本國ニ到達シ厚ク禮遇ヲ蒙リ今ヤ帰國ニ際
シ重子テ

引見ヲ

賜フ誠ニ感激已クナキノ事由ヲ以テ我

大君主陛下ニ出奏セシコトヲ期ス

大日本國

大皇帝陛下

大皇后陛下鴻禧無疆并ニ永ク臣民ト共ニ昇平

ヲ享ケサセラレシコトヲ伏テ祈ル

謹テ奏ス

○大隈侯遺詔の事外國より見寄の電は始由未の
露の先帝より七烈問の電致未の事より一より大隈の
おとを任ハた電國のたのめのと返くものありそん免
七角で命奉りて電致の未の事より一より大隈の
初事ハ流る所は任ハた用おのたのめのと禮を設け致
を奏ししこと

十一月廿五日の電

今夕(十一月廿五日)地方達員の為の改進黨のヤ合を以テ士
見おの用く島の中をこゝろ島の中の上宮の陸伊東
祐直の同率もいふこと伊東の流しを傳へて
日清の戦より我は同の事なるを傳へて
不審の先をいふ事ありし事ありし事ありし事ありし
を云ふは其の事ありし事ありし事ありし事ありし

まじりてはす持てては伊賀守にせしむ所りの別は
の國を治むるにまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
評定にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
物にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
一にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
の伊賀守にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
またまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
金入のまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
の政にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
も政にまじりては伊賀守にせしむ所りの別は
也まじりては伊賀守にせしむ所りの別は
はまじりては伊賀守にせしむ所りの別は

十月廿二日

○近衛の國長は白川を治むるにまじりては伊賀守にせしむ所りの別は

人とはひしめあましくもわらうし其の要暇のたのめし
大隈のさるる向うしんきさう入に松方内々も伊藤由
海も終りし入るしんきさう入の言あしるもこの終る
をひきさうも女我さうと出さうもあもひまはれふ
れんきんと版一杯女我しんきさう其一を三へ松方内
関細火のしんきを伊藤に代流しゆけりきし
伊藤大塚をさうと出さう伊藤を仕つたさう
まの松方内干渉のしんきさう宮内省さう入をせす
のの付入道しんきさうあつ伊藤のしんきを
得さうしんきさうしんきさうと出たさうあつ伊藤
しんきさう伊藤も出さうしんきさうあつ伊藤のしんきを
出さうしんきさうしんきさうしんきさう干渉のしんきを

現 大隈と伊藤

ヤ、起さうもあつ伊藤のしんきを
金の支出をさうしんきさうしんきさうしんきさう
しんきさうしんきさうしんきさうしんきさうしんきさう
の別物へ出さうしんきさうしんきさうしんきさう
あつ伊藤のしんきを
と尾成大塚をさうしんきさうしんきさうしんきさう
を流ししんきさうしんきさうしんきさう
増田義一はさうしんきさうしんきさうしんきさうしんきさう
しんきさうしんきさうしんきさうしんきさうしんきさう
伊藤も金や高職を決ししんきさうしんきさうしんきさう
辞職さうしんきさうしんきさうしんきさうしんきさう
しんきさうしんきさうしんきさうしんきさうしんきさう

く皆の二級ふむせしむる
大山のふしむる(三)云々の如き天竺の湯合にあ
るをいふを博覧(一)とて訪ふ者ありて
仲裁(二)のみをいふを(三)とていふものありし
望村の内なる高橋を(四)とていふ(五)の
めめ(六)若(七)の(八)とていふ(九)と
終(十)年(十一)す(十二)とていふ(十三)の(十四)人(十五)の(十六)師(十七)と
て(十八)いふ(十九)とていふ(二十)とていふ(二十一)と
を(二十二)いふ(二十三)とていふ(二十四)とていふ(二十五)と
大(二十六)の(二十七)成(二十八)敗(二十九)し(三十)とていふ
斯(三十一)の(三十二)指(三十三)の(三十四)ま(三十五)の(三十六)あ(三十七)ら(三十八)る(三十九)大(四十)日(四十一)
迄(四十二)年(四十三)の(四十四)あ(四十五)ら(四十六)る(四十七)所(四十八)の(四十九)あ(五十)ら(五十一)る(五十二)所(五十三)

一(一)の(二)事(三)の(四)運(五)の(六)止(七)め(八)の(九)事(十)の(十一)由(十二) (十月九日迄)
日(十三)の(十四)前(十五)送(十六)せし(十七)御(十八)形(十九)會(二十)社(二十一)長(二十二)夫(二十三)の(二十四)奉(二十五)法(二十六)郎(二十七)の(二十八)全(二十九)本(三十)を
為(三十一)島(三十二)あ(三十三)ら(三十四)の(三十五)父(三十六)の(三十七)寺(三十八)の(三十九)第(四十)の(四十一)面(四十二)を(四十三)し(四十四)て(四十五)い(四十六)ふ
存(四十七)あり(四十八)て(四十九)二(五十)時(五十一)の(五十二)舟(五十三)航(五十四)路(五十五)の(五十六)問(五十七)答(五十八)を(五十九)討(六十)論(六十一)す(六十二)の(六十三)後(六十四)
夕(六十五)陽(六十六)の(六十七)あ(六十八)ら(六十九)る(七十)の(七十一)光(七十二)の(七十三)あ(七十四)ら(七十五)る(七十六)を(七十七)い(七十八)ふ(七十九)と(八十)す(八十一)止(八十二)め(八十三)の(八十四)事(八十五)
し(八十六)を(八十七)國(八十八)の(八十九)一(九十)杯(九十一)を(九十二)酌(九十三)す(九十四)と(九十五)す(九十六)三(九十七)の(九十八)儀(九十九)の(一百)涼(一百一)甚(一百二)は(一百三)四(一百四)つ(一百五)計(一百六)
り(一百七)も(一百八)長(一百九)き(二百)も(二百一)上(二百二)る(二百三)手(二百四)籠(二百五)を(二百六)ま(二百七)き(二百八)四(二百九)方(三百)の(三百一)支(三百二)那(三百三)接(三百四)子(三百五)五(三百六)六(三百七)
を(三百八)豆(三百九)き(四百)其(四百一)の(四百二)上(四百三)の(四百四)ま(四百五)の(四百六)あ(四百七)ら(四百八)る(四百九)支(五百)那(五百一)接(五百二)子(五百三)五(五百四)計(五百五)
り(五百六)の(五百七)ふ(五百八)女(五百九)を(六百)い(六百一)ふ(六百二)る(六百三)或(六百四)の(六百五)國(六百六)の(六百七)あ(六百八)ら(六百九)る(七百)可(七百一)と(七百二)も(七百三)
と(七百四)い(七百五)ふ(七百六)ら(七百七)る(七百八)な(七百九)る(八百)も(八百一)い(八百二)ふ(八百三)ら(八百四)る(八百五)の(八百六)あ(八百七)ら(八百八)る(八百九)
中(九百)央(九百一)の(九百二)メ(九百三)キ(九百四)の(九百五)池(九百六)を(九百七)穿(九百八)つ(九百九)て(一千)代(一千一)を(一千二)留(一千三)め(一千四)し(一千五)上(一千六)る(一千七)大(一千八)き(一千九)金(二千)
匱(二千一)を(二千二)拵(二千三)ひ(二千四)ら(二千五)る(二千六)の(二千七)あ(二千八)ら(二千九)る(三千)也(三千一)と(三千二)い(三千三)ふ(三千四)ら(三千五)る(三千六)な(三千七)る(三千八)ら(三千九)る(四千)
の(四千一)あ(四千二)ら(四千三)る(四千四)る(四千五)る(四千六)る(四千七)る(四千八)る(四千九)る(五千)る(五千一)る(五千二)る(五千三)る(五千四)る(五千五)る(五千六)る(五千七)る(五千八)る(五千九)る(六千)

以下全て

白紙

